

ライフ ワーク LIFE おおいた

大分県の最低賃金

時間額 **792円**

(令和2年10月1日から)

最低賃金制度は、雇う上でも、働く上でも、最低限のルールです。
使用者も、労働者も、必ず確認しましょう！

第46号

2020
Oct



最低賃金制度って何？

→働くすべての人に、賃金の最低額（最低賃金額）を保証する制度です。

年齢や正社員・契約社員・パート・学生アルバイトなどの働き方の違いにかかわらず、すべての労働者に適用されます。

※最低賃金の対象となる賃金は、毎月支払われる基本的な賃金です。実際に支払われる賃金から一部の賃金(割増賃金、精皆勤手当、通勤手当、家族手当など)を除いたものが対象となります。

◆ トピックス ◆

- 「第5回おおいた食と暮らしの祭典」を開催します
- 労働相談のご案内～職場の悩み、お気軽にご相談ください～
- 子の看護休暇・介護休暇が時間単位で取得できるようになります
- 11月18日（水）は県民ノ一残業デー

「第5回おおいた食と暮らしの祭典」

多彩なイベントを同時開催！大分の食や文化にあふれる2日間

第5回 おおいた食と暮らしの祭典

期間：10月 10日(土)・11日(日)

祝祭の広場

午前11時～午後4時

●植木造園展

花苗・苗物の展示販売に加え、モデル庭園を設置

●ふれあい元気広場

障がいのある方の自立と社会参加に向け、
各事業所で作られた製品などを販売

●帯広市の観光と物産展

観光文化姉妹都市である北海道帯広市の特産品の展示販売

●おおいたなかよしマーケット

大分市のほか、県内市町村による食や観光のPR コーナー



ガレリア竹町ドーム広場

10日(土)午前11時～午後4時・11日(日)午前10時～午後3時

●第43回みんなの消費生活展

ワークショップや消費生活に関するクイズなどを実施

●みんなで考えよう！ごみ減量・リサイクル

食品ロス削減月間の周知、3きり運動（使いきり・食べきり・水きり）
紹介や分別クイズを実施

●計量展

計量器の展示やキャンディ量り当てクイズなどを実施

●ひろえば街が好きになる運動

街の環境美化やマナーの大切さに気づいてもらうため清掃活動を実施



イベントスケジュールは予定です。

また、新型コロナウイルス感染症の感染状況等により、
内容の変更・中止になることがございますのでご了承ください。

主催

大分市・大分商工会議所・大分合同新聞社

お問い合わせ先

おおいた食と暮らしの祭典実行委員会事務局（大分市商工労政課内）

TEL：097-585-6011

E-mail：kougyou@city.oita.oita.jp

労働相談のご案内～職場の悩み、お気軽にご相談ください～

● 悩まず どんとこい労働相談（大分県労働委員会）

労働者・使用者双方からの労働相談を集中的に受け付け、解決に向けたアドバイス等を行うとともに、必要に応じてあっせん制度の紹介等を行います。

【期 間】 令和2年10月1日（木）～7日（水）

【相談時間】 月～金 9時～20時（来所の受付は18時まで）

土・日 9時～17時（ " 16時まで）

【相談方法】 《電話による相談》 097-536-3650（労働相談専用ダイヤル）

《来所による相談》 大分県労働委員会事務局（県庁舎本館3階・大分市大手町3-1-1）

※土日に来所相談をされる方は、事前にご連絡ください。

なお、この期間以外でも平日（9時～17時）であれば、随時相談を受け付けています。

【問い合わせ】 大分県労働委員会事務局 097-536-3650

● 巡回特別労働相談（大分県）

労働者や使用者（個人事業主含む）からの労働問題に関するトラブル・悩みについての相談を、弁護士、労働基準監督官等がお受けします。

【日 時】 令和2年10月22日（木）13時～16時受付

【場 所】 J:COM ホルトホール大分 410 会議室（大分市金池南1丁目5番1号）

【相談方法】 来場または電話による相談

※電話による相談は、フリーダイヤル 0120-601-540

スマホ・携帯からは 097-532-3040

【問い合わせ】 大分県労政・相談情報センター（大分県雇用労働政策課内）

097-532-3040

～労働相談窓口のご紹介～

相談窓口	相談内容	電話番号	受付時間
大分労働局雇用環境・均等室 （総合労働相談コーナー）	総合労働相談 セクハラ、パワハラ等	097-536-0110	8:30～17:15（月～金）
大分労働基準監督署 （総合労働相談コーナー）	解雇や賃金 労災保険	097-535-1512	
大分県労政・相談情報センター （大分県雇用労働政策課）	労働問題に関する総合窓口	0120-601-540 097-532-3040	
大分県労働委員会	あっせん対応	097-536-3650	
大分市商工労政課	相談受付、専門機関の紹介	097-537-5964	
連合大分（なんでも労働相談ダイヤル）	労働組合による窓口	0120-154-052	
大分県労連（労働相談ホットライン）		0120-378-060	10:00～18:00（月～金）

10月第1週は「全国労働衛生週間」です

全国労働衛生週間は、労働者の健康管理や職場環境の改善など、労働衛生に関する国民の意識を高めるとともに、職場での自主的な活動を促して労働者の健康を確保することなどを目的に昭和25年から毎年実施しているもので、今年で71回目になります。毎年10月1日から7日までを本週間とし、各職場で職場巡視やスローガン掲示、労働衛生に関する講習会・見学会の開催など、さまざまな取組みを展開します。

【令和2年度スローガン】

～ みなおして 職場の環境 からだの健康 ～

労働衛生分野では、過重労働等により労働者の命が失われることや健康障害、職場における労働者のメンタルヘルス不調、病気を抱えた労働者に対する治療と仕事の両立支援、化学物質による重篤な健康障害などが重要な課題となっています。

このような状況の中、過労死等を防止するためには、働き方改革の推進と相まって、長時間労働による健康障害の防止対策及びメンタルヘルス対策の推進、病気を抱えた労働者の治療と仕事の両立支援を社会的にサポートする仕組みの整備、化学物質対策については、特定化学物質障害予防規則、石綿障害予防規則等の関係法令に基づく取組の徹底等を図るとともに、各事業場におけるリスクアセスメント及びその結果に基づくリスク低減対策の実施を促進していくこととしています。

※詳細は、厚生労働省ホームページをご覧ください。

全国労働衛生週間

検索

11月は「計量強調月間」です

平成5年11月1日に新計量法が施行されたのを記念し、11月1日を「計量記念日」、11月を計量強調月間として全国各地で記念日行事が行われています。

大分市でも、計量思想の普及、啓発を図るため11月2日（月）に一日計量パトロールを行います。

消費者代表（主婦など）4名を一日計量パトロール員に委嘱します。その後、実際に買い物をしてもらい、持ち帰った品について、内容量が本当に正しいのかを確認します。

また、その結果を基に、試買店舗の代表者との意見交換会を行います。



お問い合わせ先 大分市商工労政課 管理・計量担当班 TEL：097-537-5625

大分市 商工労働 メールマガジン 登録企業募集中！！

大分市が取り組む各種支援制度や講演会の開催情報などをメールマガジンで随時配信しています！
企業の皆さまに役立つ情報を紹介していきますのでぜひご登録ください！！



ご登録は
こちらから！



あなたの会社に退職金制度はありますか？

退職金共済制度は、従業員にとって、勤労意欲の向上や退職後の生活の安定につながるばかりでなく、事業主にとっても雇用を安定化させ、従業員との信頼関係を強化させることができます。

退職金共済制度を利用することで、小規模の事業所でも計画的に従業員の退職金を準備することができます。退職金共済制度の一部をご紹介します。ぜひ、この機会にご検討ください！

● 中小企業退職金共済制度

頑張ってくれる
従業員のために…



そんな社長さんの思いを、
国の退職金制度「中退共」がサポートします。

● 掛金を助成 ● 全額非課税 ● カンタン管理
—— 家族従業員の加入もOK! ——

事業主と生計を一にする同居の親族のみを
雇用する事業所の従業員も加入できます。

*他の退職金・企業年金制度等とのポータビリティも可能です。
詳しくはホームページをご覧ください。

(独)勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部
TEL (03)6907-1234 FAX (03)5955-8211

● 建設業退職金共済制度

加入できる事業主：建設業を営む方

対象となる労働者：建設業の現場で働く人

掛金：日額310円 ※掛金の一部を国が助成します

【取扱団体】(独)勤労者退職金共済機構

建設業退職金共済事業本部 (建退共)

【問い合わせ先】建退共大分支部

TEL：097-536-4800

詳細はホームページをご覧ください！！

● 特定退職金共済制度 ※市の補助制度があります(条件をご確認ください)

【取扱団体】大分商工会議所・大分県中小企業団体中央会・野津原町商工会

※取扱団体によって、制度内容が異なる場合があります。詳細は各団体へお問い合わせください。

【問い合わせ先】大分商工会議所

TEL：097-536-3135

野津原町商工会

TEL：097-588-0101

大分県中小企業団体中央会

TEL：097-536-6331

大分市中小企業退職金共済掛金補助制度をご利用ください

商工会議所・商工会・大分県中小企業団体中央会が行っている「特定退職金共済制度」に新規加入した、大分市内に事業所を有する事業主に対して、共済掛金の一部を大分市が2年間補助します。

【対象者】以下の項目すべてを満たしている事業主

(1) 大分市内に事業所を有し、市税を完納している事業主

(2) 事業所として、はじめて特定退職金共済制度に加入した事業主

(3) 常時雇用する従業員が次のとおりであること

● 卸売業、小売業、サービス業：20人以下 ● その他の業種：100人以下

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員または同条第2号に規定する暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有するものでないこと

【補助金額】掛金の20パーセント ※ただし、1人あたりの補助上限月額掛金は5,000円

【補助期間】事業所としてはじめて特定退職金共済制度に加入してから2年間

※ 申請期間や、提出書類等の詳細については、大分市ホームページをご覧ください。

お問合わせ先 大分市商工労政課 雇用労政担当班 TEL：097-537-5964

子の看護休暇・介護休暇が 時間単位で取得できるようになります！

育児や介護を行う労働者が子の看護休暇や介護休暇を柔軟に取得することができるよう、育児・介護休業法施行規則等が改正され、**時間単位で取得できるようになります。**（施行日：令和3年1月1日）

改正のポイント

〈 改正前 〉

- ・ **半日単位**での取得が可能
- ・ 1日の所定労働時間が4時間以下の労働者は取得できない



〈 改正後 〉

- ・ **時間単位**での取得が可能
- ・ **全ての労働者が取得できる**

- 「時間」とは、1時間の整数倍の時間をいい、労働者からの申し出に応じ、**労働者の希望する時間数で取得できるようにしてください。**
 - 法令で求められているのは、いわゆる「中抜け」なしの時間単位休暇です。
 - ・ 法を上回る制度として、「中抜け」ありの休暇制度を認めるように配慮をお願いします。
 - ・ すでに「中抜け」ありの休暇を導入している企業が、「中抜け」なしの休暇とすることは、労働者にとって不利益な労働条件の変更になります。ご注意ください。
- ※いわゆる「中抜け」とは、就業時間の途中から時間単位の休暇を取得し、就業時間の途中に再び戻ることを指します。

労使協定を締結する際の注意点

- 子の看護休暇や介護休暇を時間単位で取得することが困難な業務がある場合は、労使協定を締結することにより、時間単位の休暇制度の対象からその業務に従事する労働者を除外することができます。困難な業務の範囲は、労使で十分に話し合ってお決めください。
- ※労使協定により時間単位での休暇取得ができないこととなった労働者であっても、引き続き半日単位での休暇取得を認めるように配慮をお願いします。

両立支援等助成金について

時間単位で利用できる**有給**の子の看護休暇制度や介護休暇制度を導入し、休暇を取得した労働者が生じたなど要件を満たした事業主には、**両立支援等助成金が支給されます。**

厚生労働省 両立支援等助成金

検索

「仕事と家庭の両立支援プランナー」の支援をご希望される事業主の方へ

厚生労働省では、従業員が育児や介護を理由に離職することなく、継続して働き続けられるよう、企業として取組を行いたいとお考えの事業主の方のもとへ、中小企業における育休復帰や仕事と介護の両立支援・経営支援のノウハウを持つ、社会保険労務士・中小企業診断士などの専門家である「仕事と家庭の両立支援プランナー」が訪問し、無料でアドバイスをを行っています。

詳細・お申込みは、「厚生労働省ホームページ（中小企業のための育児・介護支援プラン導入支援事業）」をご確認ください。

お問い合わせ先 **大分労働局 雇用環境・均等室** TEL：097-532-4025

雇用シェア（在籍型出向制度）を活用して、 従業員の雇用を守る企業を無料で支援します

公益財団法人 産業雇用安定センター

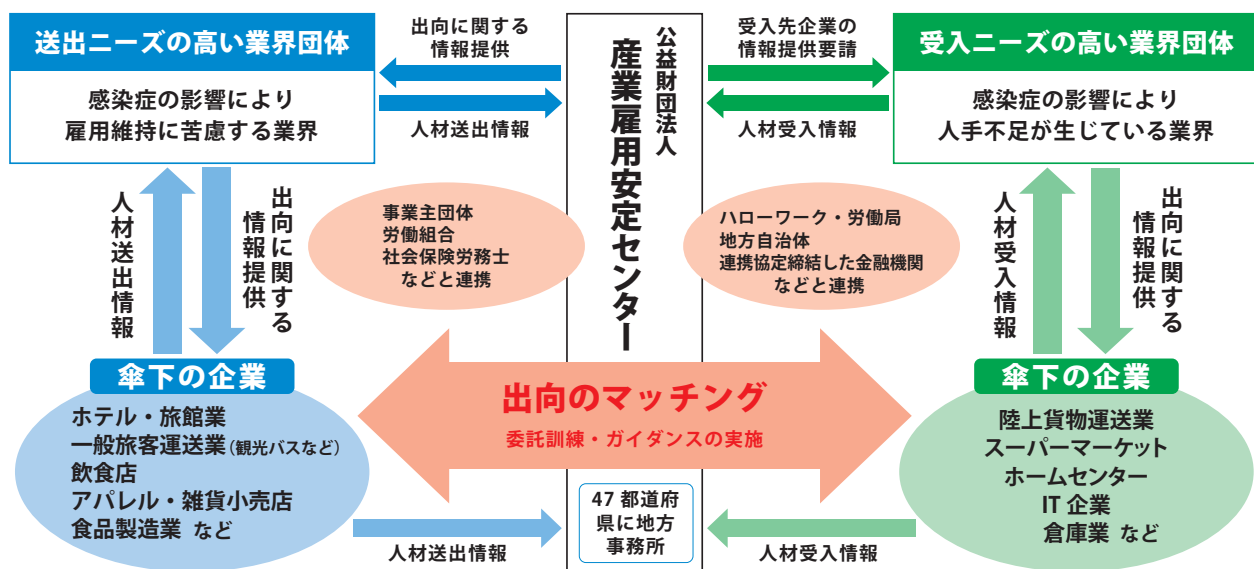
概要

新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に雇用過剰となった企業が従業員の雇用を守るために、人手不足等の企業との間で雇用シェア（在籍型出向）を活用しようとする場合に、双方の企業様に対して出向のマッチングを無料でを行います。（以下の「雇用を守る出向支援プログラム2020」をご参照ください。）

雇用を守る出向支援プログラム 2020

～雇用シェア（在籍型出向制度）を活用して一時的に休業している労働者の雇用を守ります～

産業雇用安定センターは、新型コロナウイルス感染症の影響等により一時的に雇用過剰となった企業が雇用を守るために、人手不足の企業等との間で雇用シェア（在籍型出向制度）を活用した出向支援を無料でを行います。



お問い合わせ先

全国47都道府県に当センターの事務所があり、企業様からのご相談を承ります。

(センターHP)



産業雇用安定センターとは

産業雇用安定センターは、企業間の出向や移籍を支援することにより「失業なき労働移動」を実現するため、1987年に国と事業主団体等が協力して設立された公益財団法人です。設立以来、20万件以上の出向・移籍の成立実績があります。

公益財団法人 産業雇用安定センター 大分事務所

〒870-0021大分市府内町3-4-20

☎097-538-0512

毎年 **11** 月第**3**水曜日は・・・

県民ノ一残業デー

大分労働局では、過労死等防止月間である **11 月の第 3 水曜日**に「**県民ノ一残業デー**」を実施しており、大分県民全体での取組を呼びかけています。

大分県の総労働時間は、全国平均に比べて長時間となっており、さらに、近年増加を続けています。「**県民ノ一残業デー**」の取り組みを契機に、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現のため、働き方を見直しましょう。

今年は

11月18日(水)

定時で帰ろう！！

バランス
エンジョイ5



お問い合わせ先 大分労働局 雇用環境・均等室 TEL：097-532-4025

「大分働き方改革推進支援センター」をご利用ください！！

働き方改革は、育児や介護がしやすい、年休が取得しやすい、女性・障がい者なども働きやすい、セクハラ・パワハラがないなど、働きやすい魅力ある職場づくりを目指すことにより、人材の確保・定着、生産性の向上等を進めるものです。

取組事例の紹介、各種助成金、訪問による無料コンサルティングなども用意していますので、お気軽にご相談ください。

お問い合わせ先 **【大分労働局委託事業】大分働き方改革推進支援センター**

TEL：0120-450-836

〇お知らせ

『ワークLIFE おおいた』は、大分市ホームページからもダウンロード（カラー版）できますので、ご利用ください。今後も、雇用・労働に関する様々な情報をお届けします。ぜひ本紙をご活用ください！

ワークLIFE おおいた 2020年10月発行

大分市 商工労働観光部 商工労政課

〒870-8504 大分市荷揚町2番31号

TEL:097-537-5964 FAX:097-533-9077

E-mail：rousei@city.oita.oita.jp

大分市ホームページからもご覧いただけます

<https://www.city.oita.oita.jp/>